

# サンクス デイサービス さいわい

## 地域密着型通所介護事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 サンクスクリエーション合同会社が設置するサンクスデイサービスさいわい（以下「事業所」という。）において実施する地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適切な地域密着型通所介護事業を提供することを目的とする。

### (地域密着型通所介護運営の方針)

第2条 この事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行うものとする。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 サンクス デイサービス さいわい
- (2) 所在地 長野県安曇野市穂高有明9990-1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。

- (2) 通所介護従事者

- ・生活相談員 1名以上（常勤1人以上）  
生活相談員は、事業所に対する地域密着型通所介護の利用申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
- ・看護職員 1名(非常勤1名、機能訓練指導員と兼務)  
看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- ・介護職員 2名(非常勤2名)  
介護職員は入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。
- ・機能訓練指導員 1名(非常勤1名、看護職員と兼務)  
機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退防止のための訓練を行う。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、毎週月曜日から土曜日とする。  
ただし、12月29日から1月3日、8月13日から8月15日は休日とする。
- (2) 営業時間は、午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間は、午前9時10分から午後4時15分までとする。

#### (地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日18人とする。

#### (通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は安曇野市とする。

#### (地域密着型通所介護の内容)

第8条 地域密着型通所介護の内容は、次の掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 入浴サービス
- ② 食事の提供
- ③ 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- ④ 機能訓練
- ⑤ アクティビティ
- ⑥ 健康チェック
- ⑦ 送迎

#### (地域密着型通所介護の利用料等)

第9条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者より、その1割の額(一定以上所得取得者の場合は2割もしくは3割)

の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額と不合理な差額が生じないようにする。

3 第7条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う地域密着型通所介護の送迎に要する交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合の交通費は、徴収しないものとする。

4 食費については680円を、おやつ代は100円を徴収する。

5 おむつ等、日常生活上必要となる諸費用については、実費を徴収する。

6 その他、地域密着型通所介護において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用について実費を徴収する。

7 利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

8 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに賛同する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

9 費用を変更する場合には、あらかじめ前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は地域密着型通所介護の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスを受けるように留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 地域密着型通所介護従業者等は、地域密着型指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 1 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
- 2 消防設備、施設等の点検及び整備
- 3 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 4 その他防火管理上必要な業務

(衛生管理及び地域密着型通所介護従業者等の健康管理等)

第13条 事業所は、通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

第15条 地域密着型通所介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、地域密着型通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、地域密着型通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、地域密着型通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第16条 管理者は、提供した地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第19条 事業所は、地域密着型通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3か月以内
- ② 継続研修 年2回

2 地域密着型通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、サンクスクリエーション合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

- ・営業日の変更 平成23年10月1日より施行する
- ・所在地の変更 平成27年9月10日より施行する
- ・利用定員の変更 平成29年2月1日より施行する
- ・第9条 2割・3割負担を追加
- ・第18条を追加 令和3年10月8日より施行する。
- ・第18条を変更 令和6年4月1日より施行する。